

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職 員 福岡市立病院機構福岡市立こども病院
課長級職員（40代）

2 処分の内容 停職1月

3 処分事由

当該職員は、少なくとも令和5年頃から、複数の部下職員や外部委託業者に対して、大声で怒鳴る、大勢の前で叱責する、ミーティングの場でミスを晒す、侮辱にあたる発言を行う、コミュニケーションを遮断する、といったパワー・ハラスメントに該当する行為を繰り返し行い、部下職員の内2人については、強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの。

4 管理監督者の処分

(1) 処分の内容

副院長：厳重注意

(2) 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

法人運営課

電話：692-3422